



KAWASAKI CITY FOOTBALL ASSOCIATION

令和3年1月18日

関係各位

[認定] NPO 法人川崎市サッカー協会
理事長 平岡 茂 (公印省略)

緊急事態宣言発令に伴う、本協会主催・主管 各種事業の実施について (通知)

当協会では、昨年新型コロナウイルス感染拡大に対応しホームページを介し以下の通知を掲載し、6月中旬までは当協会関連の大会及び育成活動に関して強く自粛するようお願いいたしました。

2月「[新型コロナウイルス蔓延防止の取組み](#)」

3月「[川崎市サッカー協会主催・主管 各種事業の原則延期・中止期間の再延長について](#)」

4月「[新型コロナウイルス蔓延防止のための主催及び主管事業自粛期間の延長について](#)」

その後、第一次緊急事態宣言が5月末日に解除されました。また、その後一昨年の台風等の被害で使用できなくなっていた多摩川河川敷のグラウンドの開放とも相まって、以降大会及び育成事業の再開に至っております。

さて、このような状況下、新型コロナウイルスは再びその猛威を増して参りました。1月7日付で首相から1月8日から2月7日を期間とする緊急事態宣言が神奈川県を含む1都3県に発令され、県より20時以降の不要不急の外出自粛徹底・テレワークの徹底等についての神奈川県実施方針が発出されたことを鑑み、本期間中の当協会主催・主管 各種事業（試合・会議等）について次のようにすることとしました。

- ① 本期間中の当協会主催・主管 各種事業（試合・イベント・会議等）の実施時間は20時までとする。
（※WEBによる会議や研修会などは除く）
- ② 本期間中の当協会主催・主管 各種事業は原則無観客とする。
- ③ 当協会主催・主管 各種事業（試合・イベント）開催時は、ガイドラインを遵守し、感染防止措置を徹底する。なお、大会参加可否については各チームの判断に委ねることとする。但し、参加できないチームは各種別委員会に連絡することを条件とする。

なお、各種事業の実施については、当協会主管委員会のホームページなどをご確認ください。

このような特殊な状況であることをご理解いただきご協力をよろしくお願いいたします。2月8日以降の対応につきましては、新型コロナウイルスの感染状況や各機関の対応等を勘案し、改めてご連絡いたします。

「問い合わせ先」

[認定] NPO 法人川崎市サッカー協会

〒211-0063 川崎市中原区小杉町 1-526-23 武蔵小杉マンション 104

Tel. 044-733-7655 Fax. 044-819-5002

<https://kawasaki-fa.com>